

○文字放送運用規程

平成16年11月 1 日訓令第21号

改正

平成18年 3 月31日訓令第 4 号

平成22年 3 月31日訓令第13号

文字放送運用規程

(放送時間)

**第 1 条** 放送時間は、終日とする。

(放送内容)

**第 2 条** 放送内容は、イベント情報、健康福祉情報、道路障害等交通情報等とする。おくやみ、おめでた等については放送しないものとする。

(原稿の編集)

**第 3 条** 編集については、各担当課でワード文書により編集し、担当課長決裁済みのものとする。

(原稿の更新時間)

**第 4 条** 更新については、業務日の午後 3 時まで担当課で受け付けた原稿を編集し、更新時間（午後 6 時）から基本的に毎日更新するものとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りではない。

(放送への更新)

**第 5 条** 各課で決裁を受けた原稿については、秘書広報課で編集・調整することができ、秘書広報課で決裁を受けて放送するものとする。

(文字放送を利用できる団体)

**第 6 条** 文字放送を利用できる団体等については、次のとおりとする。

- (1) 伊賀市
- (2) 伊賀市教育委員会
- (3) 伊賀市議会
- (4) 国及び県の官公署
- (5) 伊賀市が構成員となっている一部事務組合等
- (6) その他、市長が特に必要と認める団体等

(著作権等)

**第 7 条** 写真、地図及びイラスト等を掲載する場合は、著作権、プライバシー等に充分配慮するこ

と。

(その他)

**第8条** その他必要な事項については、別に定めるものとする。

**附 則**

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

**附 則** (平成18年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。